

新住宅市街地開発法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

一 新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）	1
二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	4

改 正 案

現 行

（譲受人を公募する必要のない造成宅地等）

第四条 処分計画においては、次に掲げる造成宅地等は、公募をしないで譲受人を決定するものとして定めることができる。

一・二 略

三 日本勤労者住宅協会が建設し、又は管理する五十戸以上の集団住宅の用に供する造成宅地等

四 住宅、公益的施設又は特定業務施設の建設又は管理の事業を営む民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又は株式会社（地方公共団体が基本金、資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資しているものに限る。）が当該事業の用に供する造成宅地等

五 住区内の公共施設又は公益的施設（公園、学校、鉄道の停車場、購買施設その他の国土交通省令で定めるものに限る。）の用に供する土地の近隣の特定区域（当該住区の面積の三分の一を超えない範囲内で国土交通省令で定める規模の区域に限る。以下「特定区域」という。）において次に掲げる要件に該当する事業を行う者であつて、当該事業を遂行するために必要な資金、信用及び技術的能力を有するもの（地方公共団体その他国土交通省令で定める者を除く。）が当該事業の用に供する造成宅地等

イ 略
ロ 良好な居住性能を有する十戸以上の集団住宅の建設に関するものであること。

ハ 住宅を建設し、当該住宅及びその敷地の譲渡を行うもの又は住宅の建設工事を請け負うことを条件として当該住宅の敷地の用に供する宅地の譲渡を行い、当該請負契約に基づき住宅を建設するものであること。

ニ 自己又は使用人の居住の用に供する住宅及びその敷地を必要とする者を公募し、それらの者のうちから公正な方法で住宅及びその敷地又は住宅の敷地の用に供する宅地の譲受人を選定するものであること。
ホ 住宅の譲渡価額又は住宅の建設工事の請負代金は、国土交通省令で定める適正な価額を超えるものでないこと。

ヘ 住宅の敷地又は住宅の敷地の用に供する宅地の譲渡価額は、当該敷

（譲受人の公募をしない造成宅地等）

第四条 処分計画においては、次に掲げる造成宅地等は、公募をしないで譲受人を決定するものとして定めることができる。

一・二 略

二の二 日本勤労者住宅協会が建設し、又は管理する五十戸以上の集団住宅の用に供する造成宅地等

三 住宅、公益的施設又は特定業務施設の建設又は管理の事業を営む民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又は株式会社（地方公共団体が基本金、資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資しているものに限る。）が当該事業の用に供する造成宅地等

三の二 住区内の公共施設又は公益的施設（公園、学校、鉄道の停車場、購買施設その他の国土交通省令で定めるものに限る。）の用に供する土地の近隣の特定区域（当該住区の面積の三分の一を超えない範囲内で国土交通省令で定める規模の区域に限る。以下「特定区域」という。）において次に掲げる要件に該当する事業を行う者であつて、当該事業を遂行するために必要な資金、信用及び技術的能力を有するもの（地方公共団体その他国土交通省令で定める者を除く。）が当該事業の用に供する造成宅地等

イ 略
ロ 良好な居住性能を有する二十五戸以上の集団住宅を建設するものであること。

ハ 自己又は使用人の居住の用に供する住宅及びその敷地を必要とする者を公募し、それらの者のうちから公正な方法で住宅及びその敷地の譲受人を選定するものであること。
ニ 住宅の譲渡価額は、国土交通省令で定める適正な価額を超えるものでないこと。

ホ 住宅の敷地の譲渡価額は、当該敷地の取得及び譲渡に要する費用、

地又は宅地の取得及び譲渡に要する費用、利息その他の国土交通省令で定める費用の合計額を超えるものでないこと。

六 大規模かつ枢要な施設で、広域における適正かつ合理的な配置を図るため、新住宅市街地開発事業が施行された土地の区域内に特定の者が建設し、又は管理することを適当とするもの用に供する造成宅地等

七 特殊な用途の公益的施設で、公募に応ずる者の範囲が極めて限定される見込みのもの用に供する造成宅地等

八 特定の者に建設し、又は管理させることが、新住宅市街地開発事業の円滑な進行又は新住宅市街地開発事業が施行された土地の区域の発展に寄与する公益的施設又は特定業務施設（これらの施設において行われる業務に従事する者の宿舎で、当該業務の円滑な遂行に欠くことができないものを含む。）の用に供する造成宅地等

2 処分計画においては、次に掲げる造成宅地等は、施行者が自ら当該用途に供するものとして定めることができる。

一 略

二 法第四十五条第一項の規定による施行者である者が前項第一号、第二号若しくは第六号から第八号までに規定する用途に供する造成宅地等又はその者が建設し、若しくは管理する住宅、公益的施設若しくは特定業務施設の用に供する造成宅地等

（造成宅地等に関する権利の処分について都道府県知事の承認を受ける必要のない場合）

第十条 法第三十二条第一項第五号に規定する政令で定める場合は、第四条第一項第五号に規定する事業により当該事業を行う者から住宅及びその敷地又は住宅の敷地の用に供する宅地に関する所有権が移転する場合とする。

（他の施行者にその整備に要する費用の負担を求めることができる重要な公共施設）

第十一条 法第三十五条第二項に規定する政令で定める重要な公共施設は、都市計画において定められた公共施設とする。

（特例施行者となることができる法人が有する一団の土地の規模）

第十二条 法第四十五条第一項に規定する政令で定める規模は、十ヘクタールとする。

利息その他の国土交通省令で定める費用の合計額を超えるものでないこと。

四 大規模かつ枢要な施設で、広域における適正かつ合理的な配置を図るため、新住宅市街地開発事業が施行された土地の区域内に特定の者が建設し、又は管理することを適当とするもの用に供する造成宅地等

五 特殊な用途の公益的施設で、公募に応ずる者の範囲が極めて限定される見込みのもの用に供する造成宅地等

六 特定の者に建設し、又は管理させることが、新住宅市街地開発事業の円滑な進行又は新住宅市街地開発事業が施行された土地の区域の発展に寄与する公益的施設又は特定業務施設（これらの施設において行われる業務に従事する者の宿舎で、当該業務の円滑な遂行に欠くことができないものを含む。）の用に供する造成宅地等

2 処分計画においては、次に掲げる造成宅地等は、施行者が自ら当該用途に供するものとして定めることができる。

一 略

二 法第四十五条第一項の規定による施行者である者が前項第一号、第二号若しくは第四号から第六号までに規定する用途に供する造成宅地等又はその者が建設し、若しくは管理する住宅、公益的施設若しくは特定業務施設の用に供する造成宅地等

（他の施行者にその整備に要する費用の負担を求めることができる重要な公共施設）

第十条 法第三十五条第二項に規定する政令で定める重要な公共施設は、都市計画において定められた公共施設とする。

（法第四十五条第一項に規定する政令で定める規模）

第十一条 法第四十五条第一項に規定する政令で定める規模は、十ヘクタールとする。

(特例施行者に係る処分計画の認可等の申請手続)

第十三条 法第四十五条第一項の規定による施行者に係る法第二十二條第一項の規定及び法第四十六條の規定による認可の申請は、法第四十五條第一項に規定する土地を管轄する市町村の長を経由して行わなければならない。

(削る。)

第十五条 法第三十八條第一項の公告は、公報その他所定の手段により行なうほか、当該公報その他所定の手段による公告を行つた日から起算して十日間、新住宅市街地開発事業を施行すべき土地の区域又は新住宅市街地開発事業の事業地内の適当な場所に掲示して行わなければならない。

2 前項の場合において、新住宅市街地開発事業を施行すべき土地の区域又は新住宅市街地開発事業の事業地の属する市町村及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の属する市町村の長は、施行者の求めにより、同項の規定による掲示がされている旨の公告をしなければならぬ。この場合においては、同項の規定による掲示は、同項の規定にかかわらず、当該市町村の長の公告があつた日(二以上の市町村の長の公告があつたときは、最後の公告があつた日)から起算して十日を経過した日までしなければならない。

3 略

(事務の区分)

第十五条の二 略

2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二條第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第十三條の規定により処理することとされている事務
二 略

(特例施行者に係る処分計画の認可等の申請手続)

第十二条 法第四十五条第一項の規定による施行者に係る法第二十二條第一項の規定及び法第四十六條の規定による認可の申請は、法第四十五條第一項に規定する土地を管轄する市町村の長を経由して行わなければならない。

第十三条 削除

第十五条 法第三十八條第一項の公告は、公報その他所定の手段により行なうほか、当該公報その他所定の手段による公告を行なつた日から起算して十日間、新住宅市街地開発事業を施行すべき土地の区域又は新住宅市街地開発事業の事業地内の適当な場所に掲示して行わなければならない。

2 前項の場合において、新住宅市街地開発事業を施行すべき土地の区域又は新住宅市街地開発事業の事業地の属する市町村及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の属する市町村の長は、施行者の求めにより、同項の規定による掲示がされている旨の公告をしなければならぬ。この場合においては、前項の規定による掲示は、同項の規定にかかわらず、当該市町村の長の公告があつた日(二以上の市町村の長の公告があつたときは、最後の公告があつた日)から起算して十日を経過した日までなければならない。

3 略

(事務の区分)

第十五条の二 略

2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二條第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第十二條の規定により処理することとされている事務
二 略

改 正 案		<p>別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
略	略		
略	<p>政 令</p> <p>新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）</p>	略	略
略	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第十三条の規定により処理することとされている事務</p> <p>二 略</p>	略	略
現 行		<p>別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
略	略		
略	<p>政 令</p> <p>新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）</p>	略	略
略	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第十二条の規定により処理することとされている事務</p> <p>二 略</p>	略	略